

指導機関の機能・運営の充実を促進する。

② 養護学校及び特殊学級の適正配置の推進
養護学校対象児及び地域の実態を検討し、適正な学校配置を図るとともに、特殊学級対象児及び地域の実態に応じた特殊学級の適正配置に努めるよう市町村の指導に当たる。

③ 養護学校高等部の適正配置の推進
後期中等教育審議会の答申を踏まえ、養護学校高等部の適正配置の推進に努める。

④ 訪問教育の充実
訪問教育の内容・方法の改善充実を図るとともに、可能な限り就学猶予・免除の解消に努める。

(5) 施設・設備の整備充実
① 養護教育諸学校の施設・設備の整備充実
障害の種類・程度に応じた施設・設備の改善を図るとともに、教材・教具の整備に努める。

② 養護教育センターの整備充実
養護教育センターの施設・設備の整備充実を図るとともに、組織・運営の充実を努め、養護教育相談及び研修・研究の拡充に努める。

五、心のふれあいと生きがいにつながる社会教育の推進

(1) 社会教育活動の振興

① 家庭教育の充実

家庭教育の充実を図るため、家庭教育(幼児期)相談事業、家庭教育総合推進事業等の充実を努めるとともに、家庭教育学級を充実するよう市町村の指導に当たる。

② 青少年教育の充実

青少年教育の充実を図るため、青少年ボランティア参加促進事業等の充実を努めるとともに、少年教室、青年学級・青年教室の未開設町村の解消に努め、青少年の学習機会を拡充するよう市町村の指導に当たる。

(2) 社会教育推進体制の充実

① 社会教育関係職員の確保と資質の向上

ア、専門化、多様化する社会教育活動に対応するため、専任社会教育主事の自主設置を促進し、未設置町村の解消に努めるとともに、社会教育主事の計画的な派遣を行い、社会教育推進体制の充実を図る。

イ、社会教育関係職員の資質の向上を図るため、研修会等の充実を努めるとともに、国、県が行う職員研修に積極的に参加するよう市町村の指導に当たる。

② 民間有志指導者の養成と活用
民間有志指導者の養成と活用を図るため、高齢者人材活用事業及びふるさと文化ふれあい教室等の

拡充に努めるとともに、指導者の活用に必要な情報・資料の提供に努める。

③ 社会教育関係団体の育成

青少年団体、婦人団体、PTA等の組織の充実と指導者の養成を図るとともに、活発な地域活動を促進する。

(3) 社会教育施設の整備充実

① 県立図書館の整備充実

県民の教育と文化の振興を図るため、図書館資料の整備充実を図り、県民の多様な学習要求にこたえられるよう図書館機能の拡充に努めるとともに、図書館運営の効率化に努める。

② 県視聴覚ライブラリーの整備充実

情報量の増大や学習要求の多様化に対応するため、県視聴覚ライブラリーの整備充実を図るとともに、市町村視聴覚ライブラリーのセンターとしての機能の充実に努める。

③ 公民館の整備促進

「公民館の設置及び運営に関する基準」を踏まえ、地域における生涯教育の中心施設にふさわしい公民館の整備充実を努めるよう市町村の指導に当たる。

六 伝統を生かした地域性豊かな文化活動の推進

(1) 文化活動の促進

① 芸術文化活動発表の機会の充実

芸術文化活動発表の機会の充実を図るため、県総合美術展覧会、県文学賞を充実して、作品の応募を奨励する。また、文化団体を主体として運営している県芸術祭の充実を促進する。

② 芸術鑑賞の機会の確保

移動芸術祭巡回公演、家庭劇場等を実施し、優れた芸術鑑賞の機会の確保に努める。

③ 文化振興基金の充実と活用

文化団体の育成と県民の自主的な文化活動の活発化を図るため、(財)福島県文化振興基金の充実と活用を促進する。

④ 文化活動指導者の養成確保

文化活動指導者の養成確保を図るため、芸術セミナーの開催や文化活動指導者バンクの活用を努める。

(2) 文化の伝承の充実

① 文化財保護体制の充実

ア、文化財保護体制の確立を図るため、文化財保護行政組織の確立を図るため、文化財保護行政組織の充実を努める。特に、埋蔵文化財保護体制の強化に努める。

イ、文化財保存管理の万全を期するため、文化財パトロールの充実を努める。